

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第3号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
組 織	区 分						組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知 本 事 庁 の 事 務 部 局	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	知 本 事 庁 の 事 務 部 局	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	秘書広 報室長 国体・ 障がい 者スポ ーツ大 会局長			調整監				秘書広 報室長			調整監 地域振 興監 国際監 首席ス ポーツ 振興専 門員 医師支 援推進 監 [略]		
広 域 振 興 局	[略]				県税室 長 [略]		広 域 振 興 局	[略]			審査指 導監 県税室 長 [略]		
[略]	[略]						[略]	[略]					
[略]	[略]						[略]	[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。